

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成28年5月10日提出

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 昌秀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【事務連絡者氏名】 植村 吉二

連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

【電話番号】 03-6731-4721

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 スターバリューフアンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月21日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託の終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定したことに伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下のとおり訂正または更新します。\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

### 第一部【証券情報】

#### （7）【申込期間】

##### <訂正前>

平成28年1月22日から平成28年7月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

##### <訂正後>

平成28年1月22日から平成28年7月21日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成28年8月9日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。平成28年5月11日から平成28年6月20日までに異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成28年5月11日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、平成28年6月20日を最終受付日として当ファンドの取得の申込みの受付を中止いたします。

この場合、申込期間の末日は平成28年6月20日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。

#### （12）【その他】

振替受益権について

##### <訂正前>

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

##### <訂正後>

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

当ファンドは、信託約款の規定に基づき、平成28年8月9日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

平成28年5月11日から平成28年6月20日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成28年5月11日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。

この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ平成28年5月11日現在における知っている受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（平成28年6月21日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3【資産管理等の概要】

##### (3)【信託期間】

<訂正前>

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

<訂正後>

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、信託期間の末日は平成28年8月9日に変更されます。